

川崎市障害者地域就労援助センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者地域就労援助センター（以下「援助センター」において、一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、職業能力と適正に応じた就労の場を確保するとともに、職場への定着の支援を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、社会福祉法人及び公益法人（以下「法人」という。）とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、就労に関して支援を必要とする、川崎市内に在住する障害者基本法（法律第84号）第2条第1号に規定する障害者とする。

(管轄地域)

第4条 基本的な管轄地域は次のとおり定めるが、対象者の希望を斟酌するとともに、その他の事項を総合的に判断し、管轄地域外の就労援助センターに登録することも可能とする。

(1) 南部就労援助センター（川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル6F）

基本的な管轄地域は、川崎区及び幸区とする。

(2) 中部就労援助センター（中原区小杉町3-264-3）

基本的な管轄地域は、中原区、高津区及び宮前区とする。

(3) 百合丘就労援助センター（麻生区百合丘2-8-2）

基本的な管轄地域は、多摩区及び麻生区とする。

(事業内容)

第5条 本事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 相談

ア 対象者の就労、進路等について、対象者及び関係者に対する相談・助言活動を行う。

イ 就労や職場実習を希望する対象者に、支援を的確に行うため必要に応じ、利用者との信頼関係の形成、利用者の能力・特性の把握を目的とした評価を行い、その能力及び適性を把握し、職種等選択を助言する。ただし、援助センター以外の施設又は事業等を活用することも可能とする。

ウ 職場不適応を起し就労や実習が困難となった対象者への再相談及び再評価を行う。

(2) 求職登録及び求職活動の支援

ア 公共職業安定所での求職の登録、その他利用者が行う求職活動支援を行う。

イ 本事業に対し理解があり、対象者の就労及び実習等に協力を得られる職場の開拓を行う。

ウ 就労前の課題発見、就労意欲の向上などをめざし、就労が可能となるように支援する職場実習及び利用者が就労を前提として、企業等で実習することにより、仕事に対応できる適正、知識、能力を評価する就労準備実習を実施する。

エ 実習等が円滑に実施されるよう、対象者と保護者等関係者への支援及び職場との関係調整を行う。

(3) 定着支援

就職後、職場や家庭を訪問し状況の把握に努めるとともに、対象者の生活面等における関係機関と連携しながら対象者及び職場に対して必要な助言等支援を行う。また、支援終了時には、必ず関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行う。

(4) 企業支援

障害者の雇用管理などに関して一般的な相談援助を行う。

(5) 川崎市障害者就労支援ネットワーク事業への積極的な参画

実施主体は、川崎市障害者就労支援コーディネーター会議に参画し、研修会や障害者雇用の普及啓発・促進を目的とするセミナーなどの実施について協力する。

(6) その他

ア 対象者の就労に際して必要となる、行政機関等への事務手続きの支援及び代行を行う。

イ 障害者の就労に関する啓発活動を行う。

ウ 就労支援に関する、効率的かつ効果的なチーム支援の実現を目的とした必要な関係機関からなる連絡会議を必要に応じて開催する。

(職員配置)

第6条 本事業を実施するにあたり、援助センターには次の常勤の専任職員を置くものとし、人数、選考基準及び担当業務は別表に定めるところを原則とする。

(1) コーディネーター

(2) 支援員

(関係機関との連携)

第7条 本事業の実施主体は、労働、教育、福祉などの関係機関及び企業と連携を図り、事業を効率的かつ効果的に遂行できるよう努めることとする。

(設備)

第8条 本事業を行うための設備については相談室、その他必要な設備を設けるものとし、対象者の保健衛生及び安全の確保に留意するものとする。

(報告)

第9条 援助センターの責任者は、市からの求めに応じて事業の実施状況を報告しなければならない。

(費用)

第10条 援助センターの利用料は無料とする。ただし、対象者が援助センターを利用する際、あるいは職場実習先等にかかる交通費及び食費は対象者が負担するものとする。

(事業実施日数)

第11条 援助センターは原則として週5日以上開所し、第4条に定める事業内容に従って事業を実施するものとする。

(事業の実施)

第12条 本事業を実施しようとする法人は、事業実施協議書(第1号様式)をもって市長に協議するものとする。

2 市長は、事業実施の承認、不承認について、事業実施承認(不承認)通知書(第2号様式)により法人に通知するものとする。

(変更届)

第13条 すでに承認を受けた本事業について、所在地、代表者及び職員の変更があった場合、実施主体は、すみやかに市長に届出て承認を受けるものとする。

(廃止届)

第14条 実施主体は、本事業を廃止するときは、市長に届出て承認を受けるものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 実施主体は、次の台帳等を整備するものとする。

- (1) 運営日誌
- (2) 利用者名簿
- (3) 協力企業台帳
- (4) 対象者の個人台帳
- (5) 会計帳簿
- (6) その他、本事業に必要な書類等

(費用の支弁)

第16条 市は、実施主体が本事業のために支出した費用について、川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金交付要綱により補助するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の定めのない事項については、別に健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別表（第6条関係）

本体

職員区分	人数	選考基準	担当業務
コーディネーター	1人 (常勤)	障害者の就労支援等に関し豊富な経験と相当な実績を持ち、対象者に対して適切な助言・支援を行うことができる者で、相談及び就労支援を主な業務とし、支援センターの責任者を兼ねる。	支援センター総括・管理業務、相談業務、就労支援業務等
支援員	4人 (ただし、常勤を3人以上置くこととする。)	対象者に対して適切な助言及び支援を行うことができる者で、訓練及び求職・定着支援部門における対象者の支援とコーディネーターの補佐を業務とする。支援員のうち、少なくとも1人は、平成27年度末までに社会参加支援センターからの対象者の引継ぎの業務を円滑に行う。	相談業務、就労支援業務及びコーディネーターの業務の補佐